

平成目安箱への回答 No.5 大磯海水浴場における禁煙の徹底について

担当主管課：産業観光課観光推進係（内線 334）

要望等内容	回答
<p>今週の水曜日に2人の小さな子どもたちを連れて大磯海水浴場に遊びにいきました。その時に海の家の前や周りで、お客さんばかりか店の人も喫煙されていたのには、子連れの家族からするととはたはた迷惑な行為です。</p> <p>先ほどのようなかたに海を家の運営を許可されないように行政の監視をお願いいたします。</p> <p>『何で遊ぶところで大人はタバコを吸っているの?』という4歳の娘の質問に親として考えさせられる場面がありました。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>この度は、大磯海水浴場にお越しいただきありがとうございました。</p> <p>また、当日は、喫煙者による気配りのない行為により不快な思いをさせてしまい、海水浴場管理者としてお詫び申し上げます。</p> <p>県内の海水浴場は、「神奈川県海水浴場等に関する条例」により、開設時間中、一部の指定された喫煙場所を除き、禁煙となっています。</p> <p>また、町が海水浴場として開設している大磯海水浴場についても、前述の県の条例や、「大磯町美しいまちづくり条例」により、開設時間中は、一部の指定された喫煙場所を除き禁煙となっています。</p> <p>海の家については、それぞれが営業許可を受けている店舗であることから、店舗内までを禁煙の対象とすることはできませんが、御指摘の内容を踏まえ、分煙への対応について、事業者へ協力を求めています。</p>

目安箱受付日：H26. 7. 22

掲示日：H26. 8. 18